入札条件

- 1 本件入札に関し、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は笠置町財務規則(昭和 26 年規則第 1 号)に定めるもののほか、本条件に定めるところによる。
- 2 入札参加者の代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状(別紙様式 6)を提出しなければ ならない。
- 3 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- 4 入札参加者又はその代理人は連合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させないこと、入札の執行を延期すること、又は入札の執行を取りやめることができる。
- 5 入札参加者が1名であっても、資格審査の結果、資格を有すると認められたものであれば、原則と して入札を執行する。
- 6 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
- (1)入札に参加する資格を有しない者が行った入札
- (2) 記名押印を欠く入札
- (3)金額を訂正した入札
- (4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 前各号に掲げるものの他、入札に関する条件に違反した入札
- 7 入札をした者は、入札後、事業の内容、契約条項及び入札条件等の不明を理由として異議を申し立て ることはできない。
- 8 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- 9 落札者は、落札決定通知又は契約決定通知を受けたときは、特別の事情がある場合を除き、5日以内 に契約を締結しなければならない。

- 10 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 11 入札保証金は免除する。
- 12 契約保証金は免除する。
- 13 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。
- (1)入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。
 - ア 開札施行前にあっては、入札辞退届を直接持参し、又は郵送(書留で開札日の前日までに到着するものに限る。)して行う。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提 出して行う。
- (3)入札を辞退した者は、これを理由として、以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。
- 14 その他の入札の執行に当たっては、その都度入札を執行する者の判断によるものとする。